

平成 24 年 11 月 5 日 制定

■ 第 1 章 総 則

第 1 条

日本エイズ学会（以下、本学会という）は、平成 24 年度より HIV 感染症に関する専門の知識と看護の技術を有し、それを実践し、また指導と教育を行うことができる看護師を養成することにより、HIV 感染症の医療およびケアの向上を図り、予防・啓発を推進し、人々の健康と福祉に貢献することを目的として学会認定 HIV 感染症看護師・認定 HIV 感染症指導看護師制度を設ける。

第 2 条

前条の目的を達成するために、本学会は学会認定 HIV 感染症看護師および学会認定 HIV 感染症指導看護師を認定する。

○学会認定 HIV 感染症看護師

HIV/AIDS 看護の専門知識と技術を有し、感染者への直接ケアを適切に行うことができる。また、直接ケアを通して予防啓発、早期発見にも貢献できる。

○学会認定 HIV 感染症指導看護師

認定 HIV 感染症看護師の役割に加え、多職種との連携や資源の活用によって感染者への直接ケアに包括性と連続性を持たせることができる。また、看護師の HIV/AIDS 看護を支援し、認定 HIV 感染症看護師を育成することができる。

第 3 条

本制度の運営のため、日本エイズ学会認定制度審議会（以下、審議会という）を設ける。

第 4 条

審議会の委員長は、理事あるいは評議員の中から理事会の議を経て理事長が選任する。委員は委員長が選出し、理事会の議を経て理事長が選任する。

■ 第 2 章 審議会

第 5 条

審議会は第 1 条に掲げる目的を遂行するために必要な事項を所掌し、学会認定 HIV 感染症看護師および学会認定 HIV 感染症指導看護師の認定業務などを行う（細則 1 参照）。

■ 第 3 章 認定 HIV 感染症看護師・認定 HIV 感染症指導看護師の認定

第 6 条

審議会は学会認定 HIV 感染症看護師・認定 HIV 感染症指導看護師資格取得を申請した会員につき、学会の定める要件（細則 3 参照）を満たした者について、学会認定 HIV 感染症看護師・認定 HIV 感染症指導看護師の申請書類の審査を行い、審議会で審査のうえ、資格を認定し、認定証を交付する。認定を希望する者は次の各項に定める書類を学会事務局に申請期限までに提出する

。 学会認定 HIV 感染症指導看護師として認定された者は、自動的に学会認定 HIV 感染症看護師から学会認定 HIV 感染症指導看護師に切り替わるものとする。

第7条 学会認定 HIV 感染症看護師・認定 HIV 感染症指導看護師の応募資格

次の条件を全て満たす場合、応募できるものとする。

(1) 学会認定 HIV 感染症看護師

- ①本学会の会員であること。
- ②看護師歴が3年以上の看護師で、HIV/AIDS 看護について研鑽を積もうとする者。
- ③本学会年次学術集会および学会が指定した教育研修プログラムへの参加等により、所定点数 50 点を取得した者（細則 3 参照）。教育研修プログラム参加等による点数の計上は申請時までの5年以内のものに限る。

※学会認定 HIV 感染症看護師における「教育研修プログラム」とは、本学会主催年次学術集会および年次学術集会における指定セミナーを含む点数取得可能な全てのプログラムを指す（細則 3）。

また、学会認定 HIV 感染症看護師における「学会指定の研修会」とは、国立国際医療研究センターのエイズ治療・研究開発センター（以下、ACC）、エイズ診療におけるブロック拠点病院あるいは同中核拠点病院が主催する研修会等で学会が指定したものを指す（細則 3）。

(2) 学会認定 HIV 感染症指導看護師

- ①学会認定 HIV 感染症看護師歴 5 年以上であること。
- ②申請時までの 5 年間に HIV 感染症患者 10 例以上の看護経験を有し、その経験について所属施設長が承認した者。
- ③HIV/AIDS 看護に関連した、次のいずれかの発表を行った者
 - ・「日本エイズ学会学会誌」に論文（原著・総説・症例報告等）の筆頭著者あるいは日本エイズ学会学術集会・総会の筆頭演者（演題・シンポジウム等）
 - ・本学会が認定した学術誌の筆頭著者あるいは学術集会の筆頭演者
 - ・その他、本学会が認めた発表（細則 3 参照）
- ④本学会年次学術集会および本学会が指定した教育研修プログラム等への参加、研究発表等により、所定点数 70 点を取得した者（細則 3 参照）。教育研修プログラム参加等による点数の計上は申請時までの 5 年以内のものに限る。

※学会認定 HIV 感染症指導看護師における「教育研修プログラム」とは、本学会主催年次学術集会および年次学術集会における指定セミナーを含む点数取得可能な全てのプログラムを指す（細則 3）。

また、学会認定 HIV 感染症指導看護師における「学会指定の研修会」とは、国立国際医療研究センターのエイズ治療・研究開発センター（以下、ACC）、エイズ診療におけるブロック拠点病院あるいは同中核拠点病院が主催する研修会等で学会が指定したものを指す（細則 3）。

第8条

認定を希望する者は、次の各項に定める書類を学会事務局に提出する。

(1) 学会認定 HIV 感染症看護師

1. 学会認定 HIV 感染症看護師申請書（様式 1）
2. 学会認定 HIV 感染症看護師申請点数取得報告書（様式 2）
3. 学会認定 HIV 感染症看護師申請点数取得報告書の添付書類（細則 5 参照）
4. 学会認定 HIV 感染症看護師申請時のチェックリスト
5. 看護師免許証のコピー
6. 申請料受領証のコピー

(2) 学会認定 HIV 感染症指導看護師

1. 学会認定 HIV 感染症指導看護師申請書（様式 1）
2. 学会認定 HIV 感染症指導看護師申請点数取得報告書（様式 2）
3. 学会認定 HIV 感染症指導看護師申請点数取得報告書の添付書類（細則 5 参照）
4. 学会認定 HIV 感染症指導看護師申請時のチェックリスト
5. 看護師免許証のコピー
6. 申請料受領証のコピー
7. HIV 感染症患者 10 例以上の「事例記録」（様式 3）
8. HIV/AIDS 看護に関する論文または抄録（コピー可、掲載誌名および氏名記載）

第 9 条 認定申請の期限と審査

認定申請の期限は毎年 9 月末日（必着）とし、審議会は毎年 1 回申請書類により審査を行い認定する。

第 10 条

本学会は認定された者に対し認定証を交付し、ホームページ等に名簿を掲載する。

第 11 条 認定期間

認定期間は 5 年間とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて学会認定 HIV 感染症看護師・認定 HIV 感染症指導看護師を呼称することはできない。

■ 第 4 章 学会認定 HIV 感染症看護師・認定 HIV 感染症指導看護師の資格の更新

第 12 条

審議会は、認定を受けてから 5 年を経たときに、審議会の定める要件（細則 4 参照）を満たした者について、認定更新申請書類の審査を行い、資格を更新し、認定証を交付する。また、ホームページ等に更新者名簿を掲載する。更新を希望する者は次の各項に定める書類を審議会に申請期限までに提出する。なお、更新申請の期日は毎年 9 月末日（必着）とする。

1. 学会認定・認定 HIV 感染症指導看護師資格更新申請書（様式 4）
2. 学会認定・認定 HIV 感染症指導看護師資格更新申請点数取得報告書（様式 5）
3. 学会認定・認定 HIV 感染症指導看護師資格更新申請点数取得報告書の添付書類（細則 5 参照）

4. 学会認定・認定 HIV 感染症指導看護師資格更新申請時のチェックリスト
5. 更新料受領証のコピー

■ 第 5 章 学会認定 HIV 感染症看護師・認定 HIV 感染症指導看護師の資格の喪失

第 13 条

次の事由により、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して、資格を辞退したとき
- (2) 本学会会員の資格を喪失したとき
- (3) 申請書類に虚偽が認められたとき
- (4) 所定の期限までに認定更新を申請しなかったとき
- (5) 認定 HIV 感染症看護師・認定 HIV 感染症指導看護師としてふさわしくない行為のあった者
- (6) その他、当審議会が不適切と認めた場合

■ 第 6 章 本制度の運営

第 14 条

この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要事項は別に細則に定める。

■ 第 7 章 規則および細則の施行、改廃

第 15 条

この規則および細則の改廃は審議会の議を経て、本学会理事会で決定する。

第 16 条

この規則は平成 24 年 11 月 5 日から施行する。

附則 1 経過措置

認定 HIV 感染症看護師については平成 25 年 9 月末日までの申請について経過措置を適用し、認定 HIV 感染症指導看護師については平成 27 年 9 月末日までの申請について経過措置を適用する。当該期間における資格認定要件は細則に定める。なお、認定 HIV 感染症指導看護師の申請は平成 25 年度から受け付ける。

また、平成 24 年度における認定申請期間は平成 24 年 11 月 5 日～12 月末日（必着）とする。

附則

- 1 この規則の改訂は平成 27 年 3 月 25 日より施行する。

平成 24 年 11 月 5 日 制定

■ 細則 1 認定制度審議会の業務

認定制度審議会（以下、審議会）は、認定および更新のための審査以外に、学会認定 HIV 感染症看護師・認定 HIV 感染症指導看護師の教育に必要な年間教育研修プログラム計画の作成とそれに基づいたテキストの作製および改訂を行い、系統的な HIV/AIDS 看護に関する教育研修プログラムを開催する。審議会は年次学術集会のセミナー等の中から相応しい内容のものを教育研修プログラムに指定する事ができる。さらに審議会は認定 HIV 感染症指導看護師の認定あるいは更新に必要な年次学術集会等の発表や参加を指定する事ができる。

■ 細則 2 申請料・認定料・更新料

申請者は申請料（10,000 円）、認定を受けた者は認定料（10,000 円）、更新申請者は更新料（10,000 円）を指定の銀行口座に振込みのうえ、振込受領証のコピーを添付する。振込手数料は申請者負担とする。

■ 細則 3 認定の要件

学会が指定した教育研修プログラム等への参加により、所定点数（認定 HIV 感染症看護師 50 点、認定 HIV 感染症指導看護師 70 点）を取得した者。

1.学会認定 HIV 感染症看護師

[点数取得の対象となる指定セミナー等の点数]

いずれも申請年度の 9 月末日からさかのぼって 5 年以内が対象となる。

(1) 本学会主催

- ①年次学術集会への出席（必須）：各 15 点
- ②年次学術集会における教育研修プログラムの受講・講演（必須）：各 10 点
・同じ会期中に開催された教育プログラムを 2 つ以上受講・講演しても 10 点とする。

(2) 本学会指定の研修会（必須）

本学会指定の研修会とは、国立国際医療研究センターのエイズ治療・研究開発センター（以下、ACC）、エイズ診療におけるブロック拠点病院あるいは同中核拠点病院が主催する研修会等で学会が指定するものとする。

- ①基礎レベル研修（1 日以内）の受講：各 5 点
- ②基礎レベル研修（2～3 日間）の受講：各 10 点
- ③応用レベル研修（2 日以上）の受講：各 15 点
- ④コーディネーターナース研修の受講：各 20 点
- ⑤アドバンス研修の受講：各 20 点
・応用レベル研修とは、基礎レベル研修修了者を対象に実施される研修とする。

- ・アドバンスト研修とは、コーディネーターナース研修受講者を対象に実施される研修とする。
- ・各研修における講師の場合、1 講義あたり 5 点とし、複数講義の場合は受講によって付与される点数を超えないものとする。

(3) 研究発表関係

いずれも HIV/AIDS 看護に関連した発表とする。

①本学会学術誌（日本エイズ学会誌）

- 1)掲載論文の筆頭著者：各 10 点
- 2)掲載論文の共著者：各 5 点

②本学会年次学術集会

- 1)年次学術集会での筆頭演者：各 10 点
 - ・ポスター発表、講演、シンポジストも含む
 - ・座長や司会は対象外とする
- 2)学術集会での共同演者：各 2 点

③本学会が指定した学術誌

- 1)掲載論文の筆頭著者：各 10 点

本学会が指定した学術誌とは、日本看護科学学会、日本看護研究学会、日本看護学会、日本慢性看護学会、日本感染症学会、日本性感染症学会の国内学会誌および Journal of the association of nurses in AIDS Care (JANAC)、AIDS care の海外学術誌とし、これらの学術誌が学界、社会等に与えるインパクトが同等か、あるいはそれ以上の学術誌で本学会が指定したものを含む。

④本学会が指定した国内外の学術集会

- 1)国内外の学術集会等での筆頭演者：各 5 点

本学会が指定した国内外の学術集会とは、国内では日本看護科学学会、日本看護研究学会、日本看護学会、日本慢性看護学会、日本感染症学会、日本性感染症学会など、および海外では International AIDS Society Conference (IAS)、Association of nurses in AIDS Care (ANAC)、および同等の学術集会とする。

- 2)各地域の HIV 感染症研究会で本審議会に教育研修単位の申請があり、認められたもの：3 点

2.学会認定 HIV 感染症指導看護師

(1) 臨床看護経験（必須） 申請時までの 5 年間に HIV 感染症患者 10 例以上の看護経験を有し、所属施設長が承認した者。なお、本学会が指定した研修会に参加した者は、学会指定の研修会での看護経験も算定出来るものとする（この場合、参加証の写しとプログラムおよび症例の抄録を添付すること）

(2) HIV/AIDS 看護に関連した、次のいずれかの発表（必須） ここで言う発表とは、1) 「日本エイズ学会誌」の論文（原著・総説・症例報告等）の筆頭著者あるいは日本エイズ学会学術集会・総会の筆頭演者、2) 本学会が認定した学術誌（前出）の筆頭著者あるいは学術集会（前出）の筆頭演者、3) その他、認定制度審議会が認めた発表者（1）～2）の共同著者、共同演者であるが、同等か、あるいはそれ以上の貢献があると認められた者、5 点）の

いずれかとする。

[点数取得の対象となる指定セミナー等の点数]

いずれも申請年度の9月末日からさかのぼって5年以内が対象となる。

(1) 本学会主催

- ①年次学術集会への出席（必須）：各 15 点
- ②年次学術集会における教育研修プログラムの受講・講演（必須）：各 10 点
 - ・同じ会期中に開催された教育プログラムを2つ以上受講・講演しても 10 点とする。

(2) 本学会指定の研修会

学会指定の研修会とは、国立国際医療研究センターのエイズ治療・研究開発センター（以下、ACC）、エイズ診療におけるブロック拠点病院あるいは同中核拠点病院が主催する研修会等で学会が指定する研修会等で学会が指定するものとする。

- ①応用レベル研修（2日以上）の受講：15 点
- ②コーディネーターナース研修の受講（必須）：20 点
- ③アドバンス研修の受講：各 20 点
 - ・応用レベル研修とは、基礎レベル研修修了者を対象に実施される研修とする。
 - ・アドバンス研修とは、コーディネーターナース研修受講者を対象に実施される研修とする。
 - ・各研修における講師の場合、1 講義あたり 5 点とし、複数講義の場合は受講によって付与される点数を超えないものとする。

(3) 研究発表関係

いずれも HIV/AIDS 看護に関連した発表とする。

①本学会学術誌（日本エイズ学会誌）

- 1)掲載論文の筆頭著者：各 10 点
- 2)掲載論文の共著者：各 5 点

②本学会年次学術集会

- 1)年次学術集会での筆頭演者：各 10 点
 - ・ポスター発表、講演、シンポジストも含む
 - ・座長や司会は対象外とする
- 2)学術集会での共同演者：各 2 点

③本学会が指定した学術誌

- 1)掲載論文の筆頭著者：各 10 点

本学会が指定した学術誌とは、日本看護科学学会、日本看護研究学会、日本看護学会、日本慢性看護学会、日本感染症学会、日本性感染症学会の国内学会誌および Journal of the association of nurses in AIDS Care (JANAC)、AIDS care の海外学術誌とし、これらの学術誌が学界、社会等に与えるインパクトが同等か、あるいはそれ以上の学術誌で本学会が指定したものを含む。

④本学会が指定した国内外の学術集会

- 1)国内外の学術集会等での筆頭演者：各 10 点

本学会が指定した国内外の学術集会とは、国内では日本看護科学学会、日本看護研究学会、日本看護学会、日本慢性看護学会、日本感染症学会、日本性感染症学会など、および海外では International AIDS Society Conference (IAS)、Association of nurses in AIDS Care (ANAC)、および同等の学術集会とする。

2)各地域の HIV 感染症研究会で本審議会に教育研修単位の申請があり、認められたもの：3点

■ 細則 4 認定更新の要件

学会認定 HIV 感染症看護師・認定 HIV 感染症指導看護師は、認定を受けてから 5 年後、以下を満たしている場合、資格の更新を申請することができる。

- (1) 認定された後も引き続き本学会の会員であること
- (2) 認定を受けてから 5 年間、HIV/AIDS 看護に貢献するとともに、本学会が指定した教育研修プログラムに参加し、所定点数（認定 HIV 感染症看護師 50 点、認定 HIV 感染症指導看護師 70 点）を取得していること

1.学会認定 HIV 感染症看護師

[点数取得の対象となる教育研修プログラム]

いずれも申請年度の 9 月末日からさかのぼって 5 年以内が対象となる。

(1) 本学会主催

- ①年次学術集会への出席（必須）：各 15 点
- ②年次学術集会における教育研修プログラムの受講・講演（必須）：各 10 点
・同じ会期中に開催された教育プログラムを 2 つ以上受講・講演しても 10 点とする。

(2) 本学会が指定した研修会

本学会が指定した研修会とは、国立国際医療研究センターのエイズ治療・研究開発センター（以下、ACC）、エイズ診療におけるブロック拠点病院あるいは同中核拠点病院が主催する研修会等で本学会が指定するものとする。

- ①応用レベル研修（2 日以上）の受講（必須）：各 15 点
- ②コーディネーターナース研修の受講：各 20 点
- ③アドバンス研修の受講：各 20 点
・アドバンス研修とは、コーディネーターナース研修受講者を対象に実施される研修とする。
・基礎レベル研修、応用レベル研修、コーディネーターナース研修、アドバンス研修における講師の場合、1 講義あたり 5 点とし、複数講義の場合は受講によって付与される点数を超えないものとする

(3) 研究発表関係

①本学会年次学術集会

- 1)年次学術集会での筆頭演者：10 点
・ポスター発表、講演、シンポジストも含む
・座長や司会は対象外とする
- 2)年次学術集会での共同演者：2 点

②本学会学術誌（日本エイズ学会誌）

- 1)掲載論文の筆頭著者：10点
- 2)掲載論文の共著者：5点

③本学会が指定した学術誌

- 1)掲載論文の筆頭著者：各10点

本学会が指定した学術誌とは、日本看護科学学会、日本看護研究学会、日本看護学会、日本慢性看護学会、日本感染症学会、日本性感染症学会の国内学会誌および Journal of the association of nurses in AIDS Care (JANAC)、AIDS care の海外学術誌とし、これらの学術誌が学界、社会等に与えるインパクトが同等か、あるいはそれ以上の学術誌で本学会が指定したものを含む。

④本学会が指定した国内外の学術集会

- 1)国内外の学術集会等での筆頭演者：各10点

本学会が指定した国内外の学術集会とは、国内では日本看護科学学会、日本看護研究学会、日本看護学会、日本慢性看護学会、日本感染症学会、日本性感染症学会など、および海外では International AIDS Society Conference (IAS)、Association of nurses in AIDS Care (ANAC)、および同等の学術集会とする。

- 2)各地域の HIV 感染症研究会で本審議会に教育研修単位の申請があり、認められたもの：3点

2. 学会認定 HIV 感染症指導看護師

[点数取得の対象となる指定セミナー等の点数]

いずれも申請年度の9月末日からさかのぼって5年以内が対象となる。

(1) 本学会主催（必須）

点数は学会認定 HIV 感染症看護師と同じ。

(2) 本学会指定の研修会

アドバンスト研修の受講（必須）：20点

- ・アドバンスト研修とは、コーディネーターナース研修受講者を対象に実施される研修とする。
- ・基礎レベル研修、応用レベル研修、コーディネーターナース研修、アドバンスト研修における講師の場合、1講義あたり5点とし、複数講義の場合は受講によって付与される点数を超えないものとする

(3) 研究発表関係

点数は認定 HIV 感染症看護師と同じ。

■ 細則5 点数取得確認書類

本学会が主催する年次学術集会への出席、および教育研修プログラムの受講を証明する書類として、参加証原本（またはコピー）、受講証の半券を添付する。

各研修会の受講を証明する書類として、受講証・修了証原本（またはコピー）を添付する。受講証、修了証がない場合は、申請者自身が研修実施者に研修受講証明を発行してもらい、それを添付する。

また、学会誌の掲載論文を証明する書類としては、学会誌名、巻号、発行年、ページ数が分かるよう掲載論文 1 ページ目のコピーを添付する。学術集会での発表を証明する書類としては、学術集会名、発行年、ページ数が分かるよう学術集会抄録集の抄録掲載ページのコピーを添付する。

書類提出先：

〒112-0002 東京都文京区小石川 4-13-18

(株) 微生物科学機構内

日本エイズ学会認定制度審議会 宛

※「日本エイズ学会認定 HIV 感染症看護師（または学会認定 HIV 感染症指導看護師）申請書在中」と朱書きしてご郵送下さい。

■ 細則 6 学会認定 HIV 感染症看護師・認定 HIV 感染症指導看護師の更新時期の延長

留学等により認定 HIV 感染症看護師あるいは認定 HIV 感染症指導看護師が更新時期までに所定点数を取得できなかった場合は、申請により審議会で審査の後、本学会が更新時期の延長を認める事がある。ただし、保留後の認定期間は通常の認定期間より保留期間を減じた期間とする。

附則 1 経過措置

学会認定 HIV 感染症看護師および認定 HIV 感染症指導看護師の申請における経過措置を以下の通りとする。

(1) 学会認定 HIV 感染症看護師について

平成 25 年 9 月末日までの申請については、申請時点で会員歴 10 年以上の者、または申請までにコーディネーターナース研修を受講している者は 20 点を付加する。

なお、平成 24 年度における認定申請期間は平成 24 年 11 月 5 日～12 月末日（必着）とする。

(2) 認定 HIV 感染症指導看護師について

認定 HIV 感染症指導看護師の申請は平成 25 年度から受け付ける。

平成 27 年 9 月末日までの申請については、申請時点で会員歴 10 年以上の者については、コーディネーターナース研修受講、学術誌への論文掲載（筆頭著者）および学会発表（筆頭演者）を不要とし、30 点を付加する。

また、申請までにコーディネーターナース研修を受講している者、およびコーディネーターナース研修に相当すると審議会が認める研修の受講歴や講師歴がある者は、30 点を付加する。

附則

- 1 この規則の改訂は平成 27 年 3 月 25 日より施行する。